

北谷町住民課広告入り窓口用封筒現物納付募集要項

1 趣旨

北谷町住民課が交付する各種証明書等及び1階その他窓口の諸証明等書類を持ち帰る際に町民等が利用する、広告入り封筒の広告主の募集及び現物納付を希望する広告代理店等を募集する。

2 仕様

(1) 封筒規格等

- ① 角形2号又は類似規格封筒で、A4サイズの内紙が折らずに入るもの
- ② 横貼り
- ③ 個人情報等を封入するため、中身が透けない色や材質のもの

(2) 広告規格等

- ① 掲載位置は封筒両面下部それぞれ3分の1とし、残りの部分は町指定の窓口案内情報を掲載する。
- ② 広告1枚あたりの規格は縦95ミリメートル×横190ミリメートル以内とする。
- ③ 掲載数は、封筒片面につき4枚以内とする。

(3) 作製上の注意

- ① 広告主及び広告内容は、北谷町有料広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）（資料2）第6条（規制する業種）及び第8条（広告内容に関する規制基準）を遵守する。
- ② 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に町と協議し、町の承諾を受けた後に封筒を作製すること。
- ③ 封筒には、広告料収入によって作成された封筒である旨を明記し、掲載広告に関する問合せ先として、事業者の連絡先を明記する。

3 設置場所、納付期間及び納付枚数

- (1) 設置場所は、北谷町役場1階 住民課窓口及び1階その他窓口
- (2) 納付期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間。ただし、掲載内容等の見直しについて、毎年住民課と協議を行い、承諾を受けた後に作製する。
- (3) 納付枚数は、1年間で30,000枚。

4 応募資格

掲載基準のほか、次の要件をすべて満たしているもの。

- (1) 住民税の滞納がないこと。
- (2) 過去3年間で、他の地方公共団体への現物納付実績があること。

5 提出書類（各1部）

- (1) 住民課窓口用封筒現物納付申請書（第1号様式 第8条関係）
- (2) 会社概要（過去3年以内の類似業務実績のわかる資料）
- (3) 企画提案書（北谷町内事業者の優先的掲載への考え方、業務実施体制、納付までのスケジュール、広告の募集方法、自社の広告掲載基準等）※任意様式
- (4) 住民税納税証明書
- (5) 完成封筒の見本

6 応募方法等

- (1) 提出期限：令和7年5月23日（金）（必着）
※ 締切日を過ぎたものは失格とする。
- (2) 提出場所
〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号
北谷町役場 住民福祉部 住民課（庁舎1階）
- (3) 提出方法
持参又は郵送
※ 持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時まで
※ ファックスやメールによる応募は受付しない。

7 選定方法等

次の(1)及び(2)のとおり、審査を行い1社選定・通知する。

- (1) 「5 提出書類」で提出された書類の「8 審査基準」による採点審査。
- (2) 選定結果は、結果の可否にかかわらず書面により通知するとともに、令和7年6月6日（金）までに北谷町ホームページにて公表する。
- (3) 選定された広告代理店等は協定書を締結する。

8 審査基準

- (1) 封筒が募集要項に適合しているか。
- (2) 封筒のデザインは窓口用としてふさわしい内容となっているか。
- (3) 北谷町内事業者の広告の優先的掲載を予定しているか。
- (4) 本業務を実施するための実績等があるか。

9 留意事項

- (1) 北谷町住民課広告入り窓口用封筒取扱要領（資料1）及び北谷町有料広告掲載基準（資料2）を確認のうえ応募する。適合しないもの、又は虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- (2) 選定までの審査の経緯等は公表しない。また、審査結果に対しての異議申し立ても受け付けない。
- (3) 提出に要する費用は、申込者の負担とする。また、提出された書類類等は返却しな

い。

- (4) 協定締結後、作成に要するすべての費用（企画、広告募集、デザイン編集、印刷・製本、保管、配送等、協定終了後の封筒残の返却費用など）は、事業者が獲得する広告収入により賄うこととし、町の費用負担は一切生じないものとする。
- (5) 令和7年10月1日から利用できるよう納付し、その後は必要部数を随時納付する。

10 質問

質問票により、ファックスで受付けし、ファックスにて回答する。

※ ファックス送信後に、必ず担当へ着信の確認を行うこと。

※ 質問がない場合は、提出は不要。

- (1) 質問締切日 令和7年5月16日（金）
- (2) 質問回答日 質問受付日より3日以内（土日除く）に回答

11 問合せ・提出先

北谷町役場 住民福祉部住民課住民係（担当：上地（ウエチ））

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

TEL：098-936-1234（内線2215） FAX：098-982-7708